

1. 総則

1.1 目的

本手引きは、福岡市における道路の新設または改築に際し、自転車通行空間を設計する場合に、その適正な運用を図ることを目的として定めるものとする。

また、開発行為等で整備される道路において、自転車通行空間を設計する際の技術基準として適用し、運用の透明性を図るものとする。

[解説]

- 本手引きは、道路構造令が平成31年4月に「自転車通行帯」の新設、また自転車道の設置要件の追加を行う改正がなされ、これをふまえ令和元年9月に「福岡市道路の構造の技術的基準及び道路標識の寸法を定める条例」についても同様に改正されたことから、平成30年9月に策定した「福岡市自転車走行空間設計の手引き（改訂三版）」の見直しを行い、「福岡市自転車通行空間設計の手引き（改訂四版）」としたものである。
- 「福岡市自転車通行空間ネットワーク整備計画（H26.3）」に位置付けられた路線及びその他道路において自転車通行空間を整備する場合は、本手引きに基づき設計するものとする。
- 改築とは、道路の拡幅・改良・補修等に関しても含むものとする。
- 開発行為で整備する道路とは、都市計画法では開発行為には該当しないものも、将来、福岡市の管理となる道路については対象とするものとする。

1.2 基本的な考え方

- 自転車は車両であり、車道通行が原則であることから、自転車通行空間は、車道内における整備を基本とし、歩行者・自動車から物理的・視覚的に分離するものとする。
- 安全に道路を利用できるように、自転車利用者に対してルールへの遵守を促すことができるような道路構造とするように努めるものとする。
- 自転車通行空間を整備する際は、景観への配慮を忘れずに利用しやすい自転車通行空間の設計を行うものとする。

[解説]

- 自転車通行空間を設計する際には、周辺の土地利用状況や自転車交通量等を基に車道内における整備を基本として検討するものとする。
- 整備手法の中には、舗装を着色して通行位置を明確化する場合があるが、沿道の状況等により景観上の配慮が必要な場合は、別途関係機関と協議し決定することができる。また、利用者を適正な通行区分に誘導・注意喚起する場合についても、関係機関と協議を行い、啓発サイン等を設置するものとする。
- 供用開始に合わせ、利用者に対して通行位置や通行方法等を周知する活動を実施するものとする。
- 交通管理者とは必ず事前協議を行うものとする。
- 本手引きにより難しい場合は、必要に応じて地域住民や関係機関と協議し、決定することができる。

1.3 用語の定義

本手引きにおいて、次の各号に掲げる用語の定義は以下に示すとおりとする。

1. **自転車通行空間**

自転車が行き通るための道路、又は道路の部分という。

2. **車道内共存**

自転車の路肩通行時の安全性を向上させ、かつ、自動車との並走を可能にするため、路肩に一定の幅員を確保し、路面表示を設置した自転車通行空間のことをいう。

3. **車道混在**

自動車との並走が可能となる路肩幅員を確保することができない場合、第一通行帯の左寄りに自転車の通行位置を示す路面表示を設置し、自動車に自転車が車道内で混在することを注意喚起している自転車通行空間のことをいう。

4. **歩行者空間**

自転車を物理的又は視覚的に分離することにより、歩行者の安全に配慮した空間をいう。

5. **自転車通行部**

自転車歩行者道内において通行指定部分の交通規制がかけられている、自転車が通行すべき部分をいう。

6. **通行指定部分**

道路交通法における第63条の4「普通自転車通行指定部分」のことをいう。これは、公安委員会が、自転車歩行者道において白線と自転車の記号からなる道路標示「普通自転車の歩道通行部分（114の2）」により自転車の通行すべき部分を指定する交通規制を指す。

7. **自転車誘導部**

自転車歩行者道内において、路面の着色等により自転車を視覚的に車道寄りへ誘導した部分をいう。

8. **看板**

道路標識、区間線及び道路標示に関する命令に規定されていない、法定外の内容を表示する看板をいう。

9. **路面表示**

道路標識、区間線及び道路標示に関する命令に規定されていない、法定外の路面に描かれた表示で、ペイント、石等で路面に描かれた線、記号又は文字をいう。

10. **分離工作物**

道路の部分において、自動車、自転車、歩行者の通行空間を区画するための縁石線、柵その他これに類する工作物をいう。

11. **エプロン**

路肩側溝において、路面に出ている雨水を排水するためのコンクリート部分のことをいう。

12. **配慮型側溝**

エプロン幅が狭く、自転車通行空間を広く確保することができる（縁石まで一定の横断勾配にすることが可能）側溝をいう。

13. **福岡市道路の構造に関する条例**

「福岡市道路の構造の技術的基準及び道路標識の寸法を定める条例(H25.4)」を指す。

14. **ガイドライン**

「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン（平成28年7月）」を指す。

【参考：「道路交通法」、「道路構造令」、「道路法」の抜粋】

1. **自転車**

道路交通法第63条の3に規定される「普通自転車」をいう。

なお、「普通自転車」とは、車体の大きさ及び構造が内閣府令で定める基準に適合する二輪または三輪の自転車で、他の車両を牽引（けんいん）していないものをいう。「内閣府令で定める基準」としては、道路交通法施行規則第9条の2で次のように規定されている。

【一】 車体の大きさは、次に掲げる長さ及び幅を超えないこと。

イ) 長さ 190センチメートル

ロ) 幅 60センチメートル

【二】 車体の構造は、次に掲げるものであること。

イ) 側車を付していないこと。

ロ) 1の運転者席以外の乗車装置（幼児用座席を除く。）を備えていないこと。

ハ) 制動装置が走行中容易に操作できる位置にあること。

ニ) 歩行者に危害を及ぼすおそれがある鋭利な突出部がないこと。

2. **車道**

専ら車両の通行の用に供することを目的とする道路の部分（自転車道を除く。）をいう。

3. **自転車道**

道路構造令第2条第1項第2号に規定される、専ら自転車の通行の用に供するために、縁石線又は柵その他これに類する工作物により区画して設けられる道路の部分をいう。

なお、道路交通法上も、自転車道として扱われる。

4. **自転車通行帯**

道路構造令第2条第1項第15条により、自転車を安全かつ円滑に通行させるために設けられる帯状の車道の部分をいう。

5. **普通自転車専用通行帯**

道路交通法第20条第2項の道路標識により、車両通行帯の設けられた道路において、普通自転車が通行しなければならない車両通行帯として指定された車両通行帯をいう。

6. **自転車歩行者道**

道路構造令第2条第1項第3号に規定される、専ら自転車及び歩行者の通行の用に供するために、縁石線又は柵その他これに類する工作物により区画して設けられる道路の部分。なお、道路交通法上は、自転車歩行者道という定義はなく、歩道として扱われる。また、本手引きでは、「自転車歩行者道」と限定した記述をしない限り、「歩道」には“歩道”と“自転車歩行者道”が含まれるものとする。

7. **歩道**

道路構造令第2条第1項第1号に規定される、専ら歩行者の通行の用に供するために、縁石線又は柵その他これに類する工作物により区画して設けられる道路の部分という。

なお、道路交通法上も、歩道として扱われる。

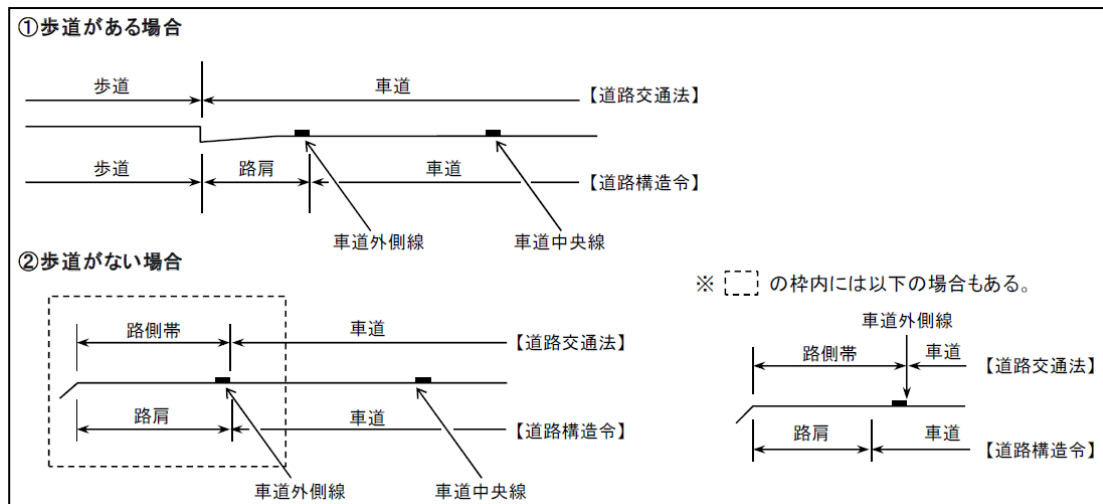
8. **路肩**

道路構造令第2条第1項第12号に規定される、道路の主要構造部を保護し、又は車道の効用を保つために、車道、歩道、自転車道又は自転車歩行者道に接続して設けられる帯状の道路の部分という。

9. **路側帯**

道路交通法第2条第1項第3号の4に規定される、歩行者の通行の用に供し、又は車道の効用を保つため、歩道の設けられていない道路又は道路の歩道の設けられていない側の路端寄りに設けられた帯状の道路の部分で、道路標示によって区画されたものをいう。

※路肩と路側帯の関係については、下図を参考とする。



10. **自転車専用道路**

道路法第48条の14第2項に規定される、専ら自転車の一般交通の用に供するために、独立して設けられる道路をいう。

11. **道路標識**

道路交通法第2条第1項第15号に規定される、道路の交通に関し、規制又は指示を表示する標示板をいい、種類、様式等については、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令第1条～4条により規定される。

12. **道路標示**

道路交通法第2条第1項第16号に規定される、道路の交通に関し、規制又は指示を表示する標示で、路面に描かれた道路鋳、ペイント、石等により路面に描かれた線、記号又は文字をいい、種類、様式等については道路標識、区画線及び道路標示に関する命令第8条～10条により規定される。

13. **区画線**

道路法第45条に規定される、道路の構造を保全し、又は交通の安全と円滑を図るため、必要な場所に設けられるものをいい、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令第5条～第7条に規定される区画線をいう。

具体には、同命令別表第4で規定される様式に従って道路鋳、ペイント、石等により路面に描かれた線、記号又は文字をいう。